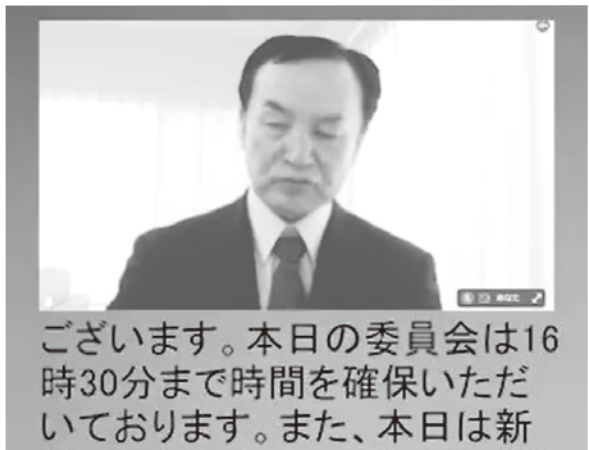


日身連

発行所
社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
(中央障害者社会参加推進センター)
 発行人 阿部 かつ彦
 東京都豊島区目白3丁目4の3
 ティアダックビル4階
 TEL03-3565-3399(代)
 FAX03-3565-3349
<http://www.nissinren.or.jp>
Japanese Federation of Organizations of Disabled Persons (JFOD)
 年間購読料 正会員1部 300円
 非会員1部 1000円

障害者差別解消法改正に向け事業者ヒアリング

障害者差別解消法改正法の成立に基づき、内閣府の障害者政策委員会では、法の施行に向けた検討が続いています。11月15日に開催された第59回委員会では、地方団体並びに事業者団体へのヒアリングが行われました。



石川准委員長 (第59回障害者政策委員会)

ございます。本日の委員会は16時30分まで時間を確保いただいております。また、本日は新

委員会では、改正法の施行に向けた基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定))の改定のために、あらかじめ示されたヒアリング項目に沿って、各事業者団体が意見を述べました。

主な意見としては、事業者が「正当な理由」があると判断し、障害を理由として各種サービス等の提供を拒否する場合や、「過重な負担」があると判断し、障害者に対して合理的配慮の提供を行わないとする場合において、それぞれ「正当な理由」「過重な負担」と判断する基準が難しく、苦慮していることから、具体的な事例の蓄積と共有を求める意見がありました。また、障害者・事業者間での対話や理解がうまくいかなかった場合に、介入・調整できる機関を求める声もありました。

なお、障害者団体に対するヒアリングは9月に実施され、日身連からは荻津和良理事(日身連組織体制強化及び障害者施策等に関する検討委員会委員

長)が意見を述べています。委員会は今後、ヒアリングの意見をもとに来年夏頃に向けて基本方針の取りまとめを進める予定です。

▼障害者政策委員会のサイト(内閣府)
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_jinkai/59/index.html

- ◆ヒアリング参加団体
- 【地方団体】全国知事会、全国市長会
 - 【事業者団体】全国ハイヤー・タクシー連合会、日本バス協会、定期航空協会、日本地下鉄協会、日本民営鉄道協会、日本旅行業協会、全国銀行協会、全国医師会、全国精神科病院協会、全国薬剤師会、日本映画製作者連盟(※法人格略)

検討の取りまとめに向けて 社保審障害者部会

社会保障審議会障害者部会では、障害者総合支援法の施行3年後の見直しに向けた検討が続けられています。関係団体ヒアリングや個別論議の議論を経て、12月はこれまでの検討内容の取りまとめが進められています。

11月29日の第122回と、12月3日の第123回会議では、これまでの議論の整理と併せて、12月中旬に中間取りまとめを行うことが示されました。このうち、障害児に関する部分については、児童福祉法改正法案が次の通常国会へ提出される見込みであることから、部会として一定の方向性を示す必要があることが説明されました。なお、障害児以外の分野については、中間取りまとめ

め後も引き続き議論を行い、来年5月をめどに最終的な取りまとめを行う予定であることが説明されました。

第123回会議で示された「中間整理(案)」を受けて、オンライン参加した阿部一彦日身連会長は「障害がある一人ひとりが必要な福祉サービスを活用しながら地域の一員として生活していくという観点が重要であり、地域共生社会の実現のためには、東京オリパラのレガシーとしても示された心のバリアフリーの推進、障害理解の推進が重要であることを踏まえ、市町村地域生活支援事業の必須事業である理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業をより充実させていくことについて言及してほしい」と意見を述べました。

▼社会保障審議会障害者部会のサイト(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingij/shingij-hosho_126730.html

